

新たなチャレンジを成功させよう！

愛知県知事から経営革新計画の承認を受けた小規模事業者の方に、同計画に基づき実施する新商品・新技術開発や販路開拓等に要する経費の一部の支援、及び事業を着実に履行するための経営面等について伴走支援を行い、新たな事業活動に挑戦する小規模事業者を応援します。

令和元年度 小規模事業者経営革新支援事業費補助金（支援補助金）のご案内

【受付開始】

令和元年 7月19日(金)

【受付締切】

締切日 令和元年 8月19日(月)《締切日当日消印有効》

郵送等により応募先（愛知県商工会連合会）まで提出してください 《持参可》

●補助金は誰が利用できるの？

対象者 愛知県内で事業を営む小規模事業者

但し、経営革新計画の承認等の要件がありますので、公募要領をご確認ください

※小規模事業者とは

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5名以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20名以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20名以下

●補助金の金額・補助率は？

補助上限額 **100万円**（補助率 2/3）

●補助金の対象となるのはどういう事業？

補助金の詳細は必ず公募要領等をご確認ください

愛知県から承認を受けた経営革新計画に基づき実施する、① 新商品・新役務の開発又は生産・提供、② 新たな販売方式の導入、③ 新たな生産方式の導入及び役務の新たな提供の方式の導入の事業であり、補助対象経費は事業ごとに異なります

補助対象となり得る経営革新計画に基づく取り組み事例のイメージ

- ① 新たな商品の開発や試作品の製造
- ② 新たな販売促進用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
- ③ 商談会・見本市への出展
- ④ 商品パッケージ（包装）デザインの改良
- ⑤ 自社サイト内でのネット販売システムの構築 など

本補助金事業は、小規模事業者が経営革新計画に基づき補助事業実施の際に、専門家や商工会議所・商工会の支援を受けながら事業を実施するものです。

お問い合わせや申請のご相談は商工会議所・商工会まで

- ・申請には地域の商工会議所、又は商工会による確認書類が必要となります
- ・確認書類の発行には日数を要しますので、余裕をもって（できるだけ締切の1週間前までには）地域の商工会議所、又は商工会にお越しください
- ・愛知県内の商工会議所及び商工会は裏面をご覧ください